

研究中止

研究責任医師は、研究を中止する場合は、速やかに、臨床研究に参加している被験者に適切な措置を講じてください。
中止日から10日以内に、中止した旨を東京大学臨床研究審査委員会（CRB）に通知するとともに、厚生労働大臣に研究中止を届け出てください。

<「研究中止」から「研究終了」までの対応について>

- (1) 厚生労働大臣に研究中止を届け出た場合でも、研究終了を届け出るまでは研究は終了扱いになりませんので、引き続き「疾病等報告」、「定期報告」、「計画変更」等は、忘れずにCRBに報告してください。
- (2) 中止日または観察期間終了日（すべての評価項目に係るデータの収集するための期間が終了した日）のいずれか遅い日から1年以内に、総括報告書を厚生労働大臣に提出してください。
(手続きは、[こちら](#))

書類の作成

中止通知書（[統一書式11](#)）を作成してください。
特定臨床研究中止届書（様式第4）を、[JRCT](#)で作成してください。

CRB/病院長への報告 ※中止日から10日以内

当院の病院長とCRBへ報告をしますので、作成した中止通知書と特定臨床研究中止届書を、[研究倫理審査申請システム](#)にアップロードしてください。
報告手順や同システムで不明な点は、CRB事務局に確認してください。
連絡先：CRB事務局（研究倫理支援室）
TEL：03-5841-0818 内線 20818
e-mail：ethics@m.u-tokyo.ac.jp

関東信越厚生局に 中止届書を提出 ※中止日から10日以内

特定臨床研究中止届書を印刷後に、関東信越厚生局に提出（郵送を含む）してください。
提出においては、臨床研究推進センターが支援できますので相談してください。
提出先：臨床研究推進センター 臨床研究施設事務局担当者
e-mail：CreSjimu-tokyo@umin.ac.jp

CRB事前審査

[東京大学臨床研究審査委員会（CRB）事前審査 <実施中>](#)に対応してください。

CRB本審査

[東京大学臨床研究審査委員会（CRB）本審査 <実施中>](#)に対応してください。
なお、委員会への出席の必要性は、CRB事務局に確認してください。

審査結果通知書の入手

研究倫理審査申請システムを通じて、CRB事務局から審査結果通知書を手入れ後、臨床研究推進センターに情報提供してください。
情報提供先：臨床研究推進センター 臨床研究施設事務局担当者
e-mail：CreSjimu-tokyo@umin.ac.jp

【多施設共同研究の場合のみ】 他の研究責任医師への 情報提供

CRBの審査結果通知書と承認資料を他の研究責任医師に情報提供し、当該施設の規定に従って管理者に報告するよう依頼してください。